

土壤汚染対策法の概要

目的

土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。

制度

調査

①有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき（第3条）

- 操業を続ける場合には、一時的に調査の免除を受けることも可能（第3条第1項ただし書）
- 一時的に調査の免除を受けた土地で、900㎡以上の土地の形質の変更を行う際には届出を行い、都道府県知事の命令を受けて土壤汚染状況調査を行うこと（第3条第7項・第8項）

②一定規模以上の土地の形質の変更の届出の際に、土壤汚染のおそれがあると都道府県知事が認めるとき（第4条）

- 3,000㎡以上の土地の形質の変更又は現に有害物質使用特定施設が設置されている土地では900㎡以上の土地の形質の変更を行う場合に届出を行うこと
- 土地の所有者等の全員の同意を得て、上記の届出の前に調査を行い、届出の際に併せて当該調査結果を提出することも可能（第4条第2項）

③土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるとき（第5条）

④自主調査において土壤汚染が判明した場合に土地の所有者等が都道府県知事に区域の指定を申請できる（第14条）

①～③においては、土地の所有者等が指定調査機関に調査を行わせ、結果を都道府県知事に報告

土壤の汚染状態が指定基準を超過した場合

区域の指定等

○要措置区域（第6条）

汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域

- 土地の所有者等は、都道府県知事の指示に係る汚染除去等計画を作成し、確認を受けた汚染除去等計画に従った汚染の除去等の措置を実施し、報告を行うこと（第7条）
- 土地の形質の変更の原則禁止（第9条）

○形質変更時要届出区域（第11条）

汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域（摂取経路の遮断が行われた区域を含む）

- 土地の形質の変更をしようとする者は、都道府県知事に届出を行うこと（第12条）

汚染の除去が行われた場合には、区域の指定を解除

汚染土壤の搬出等に関する規制

- 要措置区域及び形質変更時要届出区域内の土壤の搬出の規制（第16条、第17条）
（事前届出、計画の変更命令、運搬基準の遵守）
- 汚染土壤に係る管理票の交付及び保存の義務（第20条）
- 汚染土壤の処理業の許可制度（第22条）

その他

- 指定調査機関の信頼性の向上（指定の更新、技術管理者[※]の設置等）（第32条、第33条）
- 土壤汚染対策基金による助成（汚染原因者が不明・不存在で、費用負担能力が低い場合の汚染の除去等の措置への助成）（第45条）

（※）指定調査機関は技術管理者を置く必要があり、この者の指導・監督の下、調査を実施する。技術管理者は国家試験に合格し一定の実務経験を有する必要があり、資格更新のため更新講習を修了することが必要

表 3.3-3-1 要措置区域及び形質変更時要届出区域の定義と取扱い

区域の分類	定義	汚染状態に関する基準	健康被害が生ずるおそれの基準	土壌汚染状況調査の省略を行った場合にみなされる汚染状態	帯水層へ汚染拡散を招かない施行方法	下位帯水層へ汚染拡散を招かない施行方法
要措置区域	人の健康に係る被害を防止するために汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域	不適合	該当(おそれあり)	第二溶出量基準 不適合 土壌含有量基準 不適合	規則第43条第2号(ボレーリンドの場合)、又は観測井設置、又は同第3号及び第4号+平成31年環告第5号	平成31年環告第5号の第1イ及びびへ(同第2イ及びびロ(3)において)もこれらに該当する方法とすることを規定)
一般管理区域	人為等により汚染され、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域	不適合	非該当(おそれなし)	第二溶出量基準 不適合 土壌含有量基準 不適合	規則第53条第1号適用により平成31年環告第5号の第1イ及びびへ(同第2イ及びびロ(3)において)もこれらに該当する方法とすることを規定)	規則第53条第1号適用により平成31年環告第5号の第1イ及びびへ(同第2イ及びびロ(3)において)もこれらに該当する方法とすることを規定)
埋立地管理区域	形質変更時要届出区域内の土地が公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地であって、①及び②の要件に該当すると認められるもの。 ①都市計画法第8条第1号に規定する工業専用地域内にある土地であること。 ②①に掲げる土地以外の土地であって当該土地又はその周辺の土地にある地下水の利用状況その他の状況が工業専用地域内にある土地と同等に将来にわたる地下水の利用状況等に係る要件(規則第30条各号)に該当しないと認められるもの。	不適合	非該当(おそれなし)	第二溶出量基準 不適合 土壌含有量基準 不適合	規則第53条第1号-I環告第54号の第1の方法	平成23年環告第54号の第2
埋立地特例区域	形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来する土地であって、①及び②の要件に該当すると認められるもの。 ①昭和52年3月15日以降に公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地(廃棄物が埋立て又は干拓の事業による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地(当該土地の土壌の第一種特定有害物質、第二種特定有害物質及びシアン化合物による汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合する土地(廃棄物が埋め立てられている場所を除く。)に限る。)であって、当該土地の汚染状態が第二溶出量基準に適合するもの。 ②当該土地の汚染状態が人為等によるおそれがない土地、汚染状態が人為等によるおそれがないと認められる土地、又は、土壌汚染状況調査の結果、汚染状態が人為等によるおそれがないと認められる土地。	不適合	非該当(おそれなし)	土壌溶出量基準 不適合 土壌含有量基準 不適合	規則第53条第1号-I環告第5号の適用により平成31年環告第5号の適用除外	規則第53条第1号-I適用により平成31年環告第5号の適用除外(平成31年環告第31号の第1(2)に準ずる)
自然由来特例区域	形質変更時要届出区域(自然由来盛土等)に使用した土壌がある区域も含む。)内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来すると認められるもの(当該土地の土壌の第二種特定有害物質(シアン化合物を除く。)による汚染状態が土壌溶出量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合するものに限る。)	不適合	非該当(おそれなし)	土壌溶出量基準 不適合 土壌含有量基準 不適合	規則第53条第1号-I環告第5号の適用により平成31年環告第5号の適用除外	規則第53条第1号-I適用により平成31年環告第5号の適用除外(平成31年環告第31号の第1(2)に準ずる)

* 臨海部特例区域の定義については表 1.6.2-1、詳細については 1.6.2(3)3)及び第6章を参照。

土壌等の汚染が判明した場合の対応フロー

